

令和3年度 飯塚霊園 使用者募集案内

市営の飯塚霊園において、返還された墓地区画の使用者を募集します。

【飯塚霊園の概要】

住 所：飯塚市庄司1594番地1

電 話：（0948）25-0598

開園時間：8時30分～17時（管理事務所 10時～16時）

※盆・彼岸の期間は24時間開放

飯塚霊園は飯塚市庄司に昭和54年に開設された市営の墓地です。

使用にあたっては、永代使用料及び永代管理料を納付していただき、市より使用許可を受けたうえで、使用者が自ら碑石等（墓石等）の設置を行うものです。

なお、霊園内の共有部分（広場・園路・その他施設）については、市で管理を行いますが、各区画内の維持管理については、使用者自ら行っていただきます。

【募集区画】全13区画

墓地の種類（区画面積）	募集数	申込番号
普通墓地（6.00㎡）	9区画	①～⑨
規格墓地A（5.04㎡）	2区画	⑩～⑪
規格墓地B（6.00㎡）	2区画	⑫～⑬

- 今回募集する区画は新たに造成したものではなく、前使用者より返還されたもので、位置、面積及び形状などがそれぞれ異なります。
- 各区画の詳細は「募集区画の概要」及び「募集区画 位置図」でご確認ください。墓地の種類に応じて設置できる碑石等（墓石等）に制限があります。

【墓地の見学】

- 霊園内は自由に見学できますが、案内・説明等はできませんのでご了承ください。
- 現状での使用者募集となるため、申し込み前に、必ず現地をご確認ください。（募集区画は、新たに造成したものではなく、前使用者より返還されたものです。募集前に点検・補修を行っております。）

【永代使用料及び永代管理料について】

- 永代使用料
墓地の使用許可時に納入していただく1回限りのものです。永代使用料は、墓地区画の使用権を取得するための代金で、土地の所有権を取得するものではありません。
- 永代管理料

墓地の使用許可時に納入していただく1回限りのものです。使用者の方が共通で使う広場、園路、工作物、各種施設の清掃やその他の手入れにあてる経費です。

- ※ 各区画の永代使用料、永代管理料は「募集区画の概要」でご確認ください。
- ※ 碑石等（墓石等）の設置費用は使用者負担となり、上記費用には含まれません。
- ※ 上記費用は、墓地区画の永代使用及び共有部分の永代管理に係る費用であって、永代供養を行う費用ではありません。碑石等を管理（供養）していくことができなくなった場合や墓地区画が不要となった場合は、納骨されたご遺骨を改葬のうえ、碑石等を撤去し、原状を回復した後、市へ返還していただくことになります。
- ※ 一度納付いただいた永代使用料及び永代管理料は、使用者が使用許可を受けた後墳墓及び碑石等の設置をしないで墓地を返還した場合（未使用の場合）を除き、原則還付しません。また、還付の際は使用許可後の経過年数に応じて還付額が異なります。

【応募資格】

- 下記のいずれかに該当する人
 - ・ 申込時点で3ヶ月以上継続して飯塚市に住所を有する（住民登録がある）人
 - ・ 申込時点で飯塚市に本籍を有する人
 - ・ 申込時点で飯塚市内に墳墓を有する人
- 同一世帯に飯塚霊園の使用許可をすでに受けている人がいる場合は、応募資格がありません。

【申込み期間】

令和4年1月11日（火）から令和4年2月1日（火）まで
（郵送の場合は2月1日（火）必着）

【申込み方法】

- 所定の申込書に必要事項を記載・押印のうえ、飯塚市役所 都市計画課（本庁舎5階）まで持参または郵送でお申込みください。
- 郵送で申し込む場合は返送用の切手（84円分）を同封してください。

【申込みの際の注意事項】

- 世帯の中で1名のみが申込み可能です。
※申込書には希望する区画の番号を「第1希望」、「第2希望」まで記入可能です。なお、第2希望については、一旦受付は行いますが、募集締め切り時、該当区画に第1希望申込者が存在しない場合のみ有効となります。
また、第1希望及び第2希望の区画の使用者となれなかった場合に、「募集締め切り時申込者が存在しない区画」について、区画を指定することなく使用を希望する方は申込欄口に✓を記入してください。上記条件を満たした場合に当該区画の申込の権利を得ることができるものとします。
- 使用権の譲渡、または転貸はできません。

- 申込書受付後の申込者の変更、その他記載事項の変更はできません。
- 使用許可の日から5年以内に碑石等を設置しない場合、許可を取り消すことがあります。
- その他下記の場合は、申込みが無効となります。
 - ・ 応募資格に該当しないとき
 - ・ 同一人が複数の申込みをしたとき
 - ・ 同一世帯で2名以上が申込みをしたとき
 - ・ 飯塚霊園の使用許可を受けている人または同一世帯の人が申込みをしたとき
 - ・ 必要な事項が記入されていない、または内容が明確でないとき
 - ・ その他偽って申込みをしたとき

【使用者の決定方法】

- ①募集受付終了時、1区画の墓地に対して第1希望申込者が1名の場合は、その申込者が使用者となります。
- ②募集受付終了時、1区画の墓地に対して第1希望申込者が複数名いる場合は、公開抽選会を開催し、抽選により使用者を決定します。抽選方法は、まず、第1希望申込者が複数名いる区画について1区画ずつ順番に抽選を行います。次に、第1希望区画の抽選に漏れた方で、第2希望申込区画に空きがある場合、その区画について使用者を決定します。（決定方法は、第1希望区画の決定方法と同様。）
- ③募集受付終了時に申込者が存在しない区画がある場合は、申込者が存在する区画の使用者決定後、第1希望及び第2希望の区画の使用者とならなかった方の中で区画を指定せず使用を希望する方に、募集要項に記載された順に区画を割り振ります。
 なお、該当者が複数存在する場合は、優先順位を確定させるために抽選を行い、使用者が存在しない区画を募集要項に記載された順に割り振るものとします。

【公開抽選会】

- 出欠は自由です。（公開抽選会への出欠は、当落に影響ありません。）
- 日 時 令和4年2月21日（月）15時30分開始（15時受付開始）
- 場 所 飯塚市役所 4階 入札室

【抽選結果の通知】

- 当選された方のみ、郵送にて文書でお知らせします。
- 抽選番号の公表は翌日以降飯塚市のホームページにて行います。

【当選された方の手続き等】

申請書類及び納付書を郵送しますので、下記の期限までに必要書類を添えて申請及び納入をお願いします。（詳細は個別に通知します。）

- (1) 必要書類 住民票（原本）

※本籍と続柄が記載された世帯全員分で3か月以内に交付されたもの

- (2) 申請書類等の提出及び永代使用料・永代管理料の納入

- ・書類提出及び納入期限・・・令和4年3月18日（金）
- ・書類提出場所・・・飯塚市役所 都市計画課（本庁舎5階）

(3) 使用許可証の交付

申請書類等及び納付確認後、飯塚市役所都市計画課にて交付します。

※当選されても虚偽の申請をした場合や、期限までに書類の提出及び永代使用料・永代管理料の納入が無い場合は、使用を許可できません。

【その他】

(1) 次のいずれかに該当した場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- ・目的以外に使用した場合
- ・使用権を譲渡、または転貸した場合
- ・使用許可日から5年以内に墓碑等を設置しない場合
- ・その他、飯塚市霊園条例又は飯塚市霊園条例施行規則に違反した場合

(2) 使用者の義務

市の管理の範囲は、霊園内周辺環境の美化保持のための管理であり、使用者が区画内に設置した碑石及び植栽等の管理責任は負いません。使用者は、他に危険を及ぼし、又は妨害にならないように注意してください。

【お問い合わせ先】

飯塚市役所 都市計画課 公園緑地係（本庁舎5階）
〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
電話（0948）22-5500 内線1553